

「及び 視聴 覚機 器」	ビデオ映写装置（スクリーン付・ホール用）	1式	22,000
	ビデオ映写装置（スクリーン付・研修室用）	1台	2,760
	スクリーン	1張	880
	ビデオテープレコーダー	1台	2,220
	デジタル配信設備セット	1式	2,580

に改める。

（厚生企画課）

富山県告示第509号

保安林の指定施業要件の変更予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年12月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県南砺市利賀村上百瀬字東山25の1、25の2、27、35の1、35の2、46から50まで、51の1、51の2、52から54まで、3、4、利賀村上百瀬百瀬川入会字奥山1の1から1の4まで、2の1、2の4、3、4の1、12の1、13の1、井波外四入会字金堀谷1の1、1の2、2、3、字上尻高1、大谷字四方太郎2、大谷字宮谷5の1、字女夫岩1の3、1の4、2の1、2の2、3、大寺字大寺1の1から1の7まで、2の1から2の38まで、下新川郡朝日町笹川字境又1の1、南砺市小二又字滝谷2、3、4の1、4の2、5から8まで、10、11、12の1、12の2、13から19まで、20の1、20の2、21、24、25の1から25の3まで、26、27、29から31まで、34から36まで、39、41、42、43の1、43の2、才川七字正方7

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁並びに南砺市役所及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第510号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において12月27日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和3年12月27日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
一般国道 471号	富山市八尾町栃折字横渡3番21から 富山市八尾町栃折字瀧ノ草蓮694番 2まで	令和3年12月27日	富山土木 センター
一般国道 471号	富山市八尾町栃折字瀧ノ草蓮16番9 から 富山市八尾町栃折字瀧ノ草蓮16番15 まで	令和3年12月27日	富山土木 センター

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和3年12月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

きとくと市場とやマルシェ 富山市明倫町75番1 外

2 店舗を設置する者 富山ターミナルビル株式会社**3 変更事項**

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) (有)シーフード北陸 富山市大泉東町一丁目10番地6 代表取締役 広島 順三 ほか51

(変更後) (有)シーフード北陸 富山市大泉東町一丁目10番地6 代表取締役 広島 順三 ほか50

(2) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 富山市営桜町駐車場／19台

(変更後) (仮称) JR富山駅NKビル駐車場／19台

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 富山市営桜町駐車場1箇所／駐車場敷地北側

(変更後) (仮称) JR富山駅NKビル駐車場1箇所／駐車場敷地北側

4 変更の日 (1) 令和3年7月1日

(2) 令和4年8月10日

(3) 令和4年2月1日

5 変更の理由 (1)小売業者の変更のため

(2)、(3)駐車場移転のため

6 届出の日 令和3年12月9日

- 7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課
8 縦覧期間 令和3年12月27日から令和4年4月27日まで
9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

財政概況及び地方公営企業の業務の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び富山県財政概況の作成及び公表に関する条例（昭和23年富山県条例第6号）の規定による令和3年4月1日から令和3年9月30日までの期間における富山県財政概況並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項並びに富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）第10条、富山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第60号）第6条及び富山県流域下水道事業の設置等に関する条例（昭和62年富山県条例第41号）第6条の規定による令和3年4月1日から令和3年9月30日までの期間における富山県の地方公営企業の業務の状況を別紙のとおり公表します。

（なお、「別紙」については省略し、富山県経営管理部財政課並びに市役所及び町村役場に備えて閲覧に供します。）

令和3年12月27日

富山県知事 新 田 八 朗